

平成28年11月11日（金）

岸和田市立久米田中学校
校長 大畑 明生

自転車通学許可生徒のヘルメット着用について

初秋の候、皆様におかれましては、益々のご健勝でお過ごしのことと、お喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府内では、年々自転車事故での死亡者や後遺症が残る重大事故が増加傾向にあり、自転車が加害者となる交通事故によって、高額な賠償請求事例も発生しています。そのことを踏まえ、今年7月1日より大阪府条例により、自転車乗車時には自転車賠償保険の加入が義務付けられました。加えて自転車運転中のヘルメット着用についても触れられています。

この度教育委員会より、「子どもたちの命を守る」「安全第一」という観点から学校活動中の自転車使用に関して、ヘルメットを装着することを勧めていくように指導がありました。近隣の市を見てもヘルメット装着を義務化している学校が大半を占めています。

そこで今年度は自転車通学許可生徒対象にヘルメット装着の奨励を行い、来年度からはヘルメット装着を義務付けることとします。

自転車通学許可生徒が対象ですが、学校生活の中では平日の登下校だけでなく、部活動の試合や職場体験、進路指導においても自転車を使用する機会があります。自転車通学許可生徒以外の生徒にもヘルメットの着用をお奨めします。

ヘルメットに関しては普段使用されているものでも構いませんが（一度学校側で安全性の確認をとらせてもらいます。）、学校でも販売日を設けたいと思います（2000円程度）。普段使用しているもので、安全性に問題があったり、中学生が登下校として使用するに不適なもの、許可できない可能性があることも併せてご了承ください。11月下旬にはヘルメット販売のリーフレットを全校生徒に配布致しますので、ご希望の方は申し込んでください。「子どもの命を守るため」にご理解ご協力よろしく申し上げます。